

保護者様

藤沢市教育委員会

藤沢市立学校における教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

藤沢市教育委員会では、子どもたちの学びを保障するため、以下に示す感染症予防対策を実施しながら、教育活動を行ってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、感染予防対策にご協力くださるようお願いいたします。

1. 児童生徒及び児童生徒の同居家族における健康観察について

検温及び健康状態の確認を十分に行ったうえで、児童生徒を登校させるようお願いいたします。

また、感染が疑われる児童生徒の登校を未然に防ぐ必要があるため、当面の間は、児童生徒の同居家族についても、児童生徒と同様の健康管理を行っていただきますようお願いいたします。

- ・児童生徒の同居家族について、毎日、発熱や呼吸器症状などの健康状態を確認してください。
- ・児童生徒と同様に、発熱や呼吸器症状などがある場合は、できる限りすみやかにかかりつけ医等に受診についての相談をされますようお願いいたします。受診の際に、新型コロナウイルス感染症の検査を実施することがわかった場合は、児童生徒を出席停止といたしますので、学校に連絡をお願いします。

2. 出席停止基準について

2月19日付け文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改定について」において、保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合の、出席の扱いが見直されたことから、令和3年度から次のとおり対応することといたしました。

	4月16日(金)まで	4月19日(月)から 当面の間
保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合 風邪の症状や「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察の場合	出席停止の扱い	欠席の扱い
児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合	—	出席停止の扱い

3. 感染予防対策として徹底する取り組み

学校では、以下の点について徹底して学校運営に取り組んでまいります。

特に食事中の感染に注意することが求められているため、児童生徒も教職員も、昼食をとるときには、前方一方向のみを向き、会話をせず、黙食すること。

4. 学校への連絡について

次の①から③にあたる場合は、**・症状が出始めた日** **・受診した医療機関名と受診日**

- ・ **医師や保健所の指示について**、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

- ① 児童生徒及び同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
- ② 「①」の検査結果が判明した場合
- ③ 児童生徒及び同居家族が濃厚接触者及び感染者となった場合

なお、①から③に該当する場合は、学校は個人情報に配慮しながら、感染状況等を市教育委員会及び保健所と情報共有をいたしますので、あらかじめご了承ください。

5. 学習活動について

以下の感染症予防対策を講じて行います。

- ・常時換気を基本とし、原則、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・ペア学習やグループワーク、実験、観察、調理実習等は、一定の距離を保ち同じ方向を向く等対面になることを避けるようにして行います。
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏は近距離では行わず、2 mの距離を取り、十分感染症対策に配慮して行います。
- ・運動時においては、呼吸への支障や熱中症になるリスクがない場合には、原則、マスクを着用することとします。
- ・身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動が長時間になることを避けて行います。
- ・水泳を実施する場合は、密集・密接を避ける等十分に感染症対策を講じて行います。
- ・ICTを活用してのオンライン授業やオンライン学習等も行っています。

6. 学校行事について

原則、宿泊行事、遠足、体育的行事、文化的行事、全校集会、授業参観、新入生保護者説明会等は十分な感染症防止対策を施すとともに、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用しての開催等を講じて行います。

7. 部活動について（中学校のみ）

(1) 基本的な感染症対策を行う他に以下の点に留意します。

- ・身体接触を伴う活動、マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動等、感染リスクの高い学習活動については、十分な感染対策を行った上で、回数、時間、人数を絞る等して実施して行きます。
- ・運動部活動の実施に当たっては、呼吸への支障や熱中症になるリスクが低い場合には、原則マスクを着用することとします。一時的なマスクの取り外しについては、活動の態様、生徒等の様子や競技の運動強度等を踏まえ対応します。
- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用することとします。マスク着用での演奏が難しい楽器の集団の演奏については、生徒同士の間隔を最低2 m、前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにして行います。

(2) 以下の活動は、十分感染症対策を講じて行います。

- ・県内での校外活動（練習、大会、コンクール、練習試合、合同練習等）
- ・観客を招いての演奏会、発表会、練習試合等

(3) 以下の活動は、当面の間見合わせます。

- ・宿泊を伴う活動
- ・県外での校外活動（練習、練習試合、合同練習等）
- ・近距離での発声や演奏する活動

8. その他

- ・感染者濃厚接触者とその家族、治療に当たる医療従事者等に対する偏見や差別、またSNSの投稿等を含めたいじめにつながる行為がないよう発達段階に応じた指導を行ってまいりますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。
- ・外出する際には、目的に合ったマナーや行動がとれるよう、ご家庭でご指導をお願いいたします。